

過失相殺 — 4

1、先号で、今回は好意同乗による減額・非減額などの裁判例を紹介すると申し上げました。今号は、これら裁判例を幾つか紹介するものです。

2、減額しない例

- ・同乗者が危険を増大させるような状況を現出させたり、事故発生の危険性が極めて高いような客観的な事情がある場合に取って同乗したというような非難さるべき事情がない場合は、単に同乗したということだけでは減額することはできない。
- ・同級生に誘われてのドライブ中、初同乗であり、突然のジグザグ運転をやめるよう懇願していた場合
- ・自動二輪車の後部座席に同乗した被害者につき、事故につながる無謀な運転を誘発した事情が認められない場合
などがあります。いささか疑問を感じる事例として、
- ・高校時代の同級生と徹夜でテレビゲームをした後、自動二輪車に同乗した事例で、徹夜が直ちに事故発生の危険が高いことにはならないとして減額を認めなかった事例
- ・高校生が中学時代の同級生との初詣での帰路、80キロを出して鉄道防護柵に衝突したにつき、被害者（同乗者）に事故発生につき非難すべき事情はないとした事例
があります。

3、慰籍料のみ減額・考慮事由とした事例

- ・自動二輪車に同乗の大学生につき、100キロ近い（制限50キロ）速度での走行に対し、何ら注意した形跡がない場合（2割減額）
- ・小学校同窓会旅行の帰途、ガードレールに衝突、同乗者が重傷（後遺障害1級）を負った事例で、同乗者に事故発生につき特段の故意・過失はないから、全損害の減額は適切でないとして、好意（無償）同乗を慰籍料算定の要素として考慮したもの
- ・同級生の兄の自動二輪車に同乗、高速・一時停止違反の事故の被害につき、加害者（運転者）が知人であり、当該自動二輪車が放置車輛であ

ることを知っており、時間帯が早朝で少年同士の夜遊びの延長で、同乗中事故を起こしそうになったときに一度だけ降ろしてくれと頼んだばかりは運転（危険な）を制止しないし注意しなかったことを考慮して慰籍料の算定において斟酌した事例など。

よく判らないのは

- ・凍結道路でのスリップ事故の被害者につき、好意（無償）で同乗していたというだけで同乗者に非難すべき落ち度はないから全損害について好意同乗の減額をするのは相当ではないが、ゴルフに行くために同乗するに至る事情を慰籍料の額で考慮するとした事例です。

ゴルフならば慰籍料が減額されるが、何なら減額されないのでしょうか。

4、全損害に対する減額事由とした事例

- ・高校の同級生が、スナックで飲酒した後、加害者の高速運転、ギヤの入れ間違い、ふらつき気味の運転を知りながら同乗し続けた事例で、居眠り運転による被害については、全損害から減額するとした事例（飲酒、シンナーなど正常な運転に支障ある状態での運転に同乗した場合に全損害から減額する例は多い）
- ・助手席の窓から上半身を乗り出してのハコ乗りで転落死した事例（5割の減額）
- ・若者だけの深夜ドライブ。暴走族まがいの服装の者の参加、スピードを楽しむ雰囲気、定員オーバー、過労運転承知の事例（20%減額）自動二輪車の後部座席に二人同乗（定員オーバー）、ヘルメット不着用の事例（20%減額）
- ・スキー帰り、スキー疲れと睡眠不足による過労運転（居眠運転）の事例（30%減額）、免許取得後1年半の未熟、徹夜で睡眠不足、雑談、高速運転を注意せずに同乗を続けた事例（15%減額）
などがあります。

5、それぞれの事例において、個別に事実関係を検討すればもっともな結果といえるかもしれませんが、裁判官によって若干ばらつきがないでもないと感じるものもありますが、それはそれとして考え方の基本については先号を参照して下さい。